

平成 24 年度第 1 回 市民参加制度審査会 会議録

平成 24 年 4 月 17 日（火）

18 時 00 分～18 時 40 分

市民交流センター第 1 会議室

出席者 廣田 穰会長 出石 稔委員 秋谷 勝三委員 安藤 広子委員
今井 佑一委員

事務局 森本市民協働部担当部長 福本市民協働課 須田市民協働課副主幹
市民協働課 志和主事

福本課長）それでは、お時間ですので始めさせていただきます。本日はご多忙のところありがとうございます。今回、前回の 3 月に行いました審査会の案件につきまして、意見書を取りまとめるということで皆様にお集まりいただきました。今日の予定はこの案件についてです。では、会長、進行をよろしくお願いいたします。

廣田会長）それでは、本日はいつもの定例の委員会とは別に大変御苦労いただきまして、申し訳ございませんでした。本日、こちらにあります審査結果の答申と意見書について、審議していきたいと思いますが、答申案については、大筋については事務局に作っていただきました。細かい字句については、私も実は非常にていねいに見る間がなくで見逃したんですけれど、出石先生からご注意いただきまして、その通りに直して提出していただいたということでよろしいですね。ではこれで、一応答申を出した、この答申で、不適當であるということであるけれども、事が非常に重大であるので、市に何らかの注意をしなければいけないというのが、前回のこの委員会のご意見でした。それについて色々と、私も多少専門家へご相談させていただきました。また、あの会以後のことをご報告申し上げておきます。あの会の直後に市長に面会を申し入れましたところ、会っていただきましたので、出石先生と一緒に、その他市民の皆さんと一緒に、市長のところに参りまして、こういうことがあったということ伝えて、遺憾の意を表明したということを行いました。

市長は、急な申し入れにもかかわらず、ちょうど時間が空いておられたのかもしれませんが、会ってくださいますして、私どもの言い分について聞いていただきました。それで、どういうふうにするかということにつきましては、市民協働部の方から意見書という形式をご提案いただいて、それに基づいて、私も多少勉強して修正などを試みました。まず、そこらへんの経過からこの問題につきまして、まず私の意見書でということではなくて、広い視点で、皆さんからご発言いただいた後で、私のたたき台をたたいていただきたいと思っております。ご意見、ございませんでしょうか。出石先生、何かコメントを。

出石委員) 付け加えることはありませんけれど。

安藤委員) 私も前回にお話ししたように、これほど思っておりましたし、先日会長からいただいたものを読み返しましたけれど、これでいいかなと思っております。

秋谷委員) 私も、よくまとめていただきました、これで良いと思います。注意喚起と書いてございまして、私も今後これをベースにして、これを機会にして、特に出石委員からは貴重なご意見なので、これを中心に、今後の運営上の改善といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、実務的な運営面での改善を検討したらどうかと思います。また、これはちょうど5年になるんですか、そういう面でも見直しという意味でも、制度もほころびてきますから、補足的なところとか具体的なところというのは、意見交換できればなと思います。

廣田会長) もっと厳しいことも言えないかということも考えてみたんですけど、規則を見ましても、規則の方も必ずしも完全でないのか、これをこの会で審議することすら、どういうふうに審議したらいいのか、結局、「その他市民参加の適正な運営に関し審議すること」というのがあるから、おそらくこれで審議することになるのかなと思ったわけでございます。こういうような事態が起きたときに、起きては困りますが、万一起きたときにどうすればよいか、どう処理するかということも、これを読んだだけではよく分からないということで、こうした点も出石先生に教えていただきたいのですが、この会を開いているのは、私の解釈するところでは、市民参加条例の12条の2項のところ、何を審議するかということが書いてございますけれども、「その他市民参加の適正な運営に関し審議すること」というのがあるから、それではないかなと思っておるんですが、それでよろしいんですか。

出石委員) 今回ののはズバリ「12条2項6号に基づく審議において不適切という判断をした」という**プラス**の意見だと思います。それで、附帯意見が会長がおっしゃられた部分にあたるのかもしれませんが、端的に言えば重度心身障害者手当条例において、市民参加が不適切だというのが明らかだということを指摘して、それが大きな問題であるということを描しているということです。だから、これは議事録に残るでしょうからあえて申し上げると、少し修正をお願いするところですけど、市は条例違反をしたということ認識するということです。市民参加条例が軽いということはありません。市民参加条例と障害者条例の差はないです。法律を受けているだろうがなんだろうが。更に過去にも似たような、ここまでひどくはなかったですが、条例違反があったので、それも踏まえていくと、附帯意見の内容につながっていきますけれど、逗子市の行政全部が市民参加条例をちゃんと認識して適切な対応をするということがひとつと、それからそれを全体的に取りまとめる市民協働課が、しっかり対応しなきゃいけない、対応といいましょうか、リーダーシップを発揮しなければいけないということなんじゃないでしょうか。

廣田会長) 私もそうだと思います。

出石委員) この審査会がそれを更にチェックできる機能をしっかり担保することができないだろうか。それと附帯意見の3つ目にありますが、条例自身は非常に素晴らしい条例なので、ただ、条例自身のとおり全て運用すると難しい面もあるのは事実なんですね。そこは、もう少し裁量を持てる規定を持ってもいいと僕は思っているんです。ただ、今回ののは全然論外ですよ。

廣田会長) 改正ではないけれども、この制度を将来にわたって運用して円滑にやっていくには、そろそろ時期ではないかということでございます。それで、皆さんから、これとは離れてご意見をいただきたいと思いました。それではこの意見書をひとつのたたき台として、考えていただくことにいたします。それで、意見書という形で提出して、こここのころに書いておきましたように、重大性を考えて別個に意見書を付ける。と申しますのは、ここに先ほどご紹介いただきましたように、普通ならばこの審査会の役目は済んでおるわけですが、特にそういうことを要請するという趣旨で出しますよということを書いている。それで問題の経緯を書きまして、障がい福祉課の論理としては「市民の権利義務に関する条例ではなく、市民生活に重大な影響を与える制度の改廃にも該当しない」と考えておる

がそれは大きな事実誤認である、というようなことを、審査会で諮った。そして、そこに書いてありますように、「第7条第1項第3号に該当して、審査の手続きをしなければならぬ」ということです。本来なら、もっと厳しくやっていただくところもあるけれども、市民協働課にも相談して案を作っている。本質的にこれを軽視して違反しようとも思っていなかったということがある。それはただ障がい福祉課だけの問題ではなくて、全体の問題であると市の方に、特に市長にお願いしたいことかもしれないですが、市職員全員に市民参加条例の趣旨を理解、遵守して、適正に市民参加制度を運用することを要望します。もしも時間を取っていただけるならば、もう一度これを市長に、意見書を提出することになるんだと思いますが、そのときをお願いしておきます。そういうようなことを申し上げたいですけれども、これでいいのではなくて、附帯意見のようなことについて考えて、今後、より実効ある市民参加条例にしていきたいという趣旨で書きました。そういうような点で、これは私のひとつの提案でございます。ご審議いただいて、お決めいただければと思います。なおその際に、出た意見で、この結論とは矛盾していることではないんですけども、ちょっとニュアンスの違う意見も出ておりますので、その意見についてはこの委員会で出たということ、市に、すなわち市長ですけれども、申し上げて、より強い注意を喚起したいというふうに考えております。「委員全員一致の意見として提出する」の後に、「なお、本件について、あらためて市民参加手続きを実施した上で、条例改正をやり直すべき事案であるとの一部意見があったことを申し添える」という形で出させていただきます。手ぬるいと言えば手ぬるいかもしれませんが、逗子の市民参加条例を将来にわたって円滑に運営していただけるのであれば、今回これを指摘しておいて、こういうふうな措置をしたことが、かえって厳しくやったよりも良かったことになる、厳しくやるとなると市議会の問題もありますから非常に大変なことになりますので、一応今回はこれにとどめておくことを提案させていただきます。この附帯、付属の文書につきましては、出石先生のご意見で書いたつもりですが、これでよろしゅうございましょうか。

出石委員) 一点、今日私条例を持っていなくて申し訳ないんですが、確認なんですけれども、条例12条2項の我々の権能は、こちらの答申の方の裏面に、「平成24年度に向けて取り組む予定である市民参加の対象としない事項について、逗子市市民参加条例12条2項6号案件、これで諮っているんですけど。つまり、6号というのは今見ると、「その他市民

参加の適正な運用に関し審議すること」とありますが。

福本課長) 前回の、3月のときは、12条の2項1号と、今言われました6号案件とで分けて出しております。というのは、参加の方法ではなくて、そもそもの対象となるかならないかについての判断ということです。

廣田会長) もう決めてしまったことについての事後の判断は6号になるということですね。

福本課長) 決めてしまったことというよりも、案件がそもそも市民参加制度の対象になるのかならないのかということです。

廣田会長) ならないかもという考えですね。

福本課長) 以前からグレーゾーンというか、あいまいなものについては、逐一確認をさせていただいています。

廣田会長) そういうようなことは、起きたごとに、条例制定前に知らせていただければ、会長の方で委員の皆さんに知らせてご意見をうかがって、必要ならば審査会を開いていただくなどの措置を考える余地を作っておいていただこうというのが、将来この問題に対する附帯意見2に書いている対応ですね。

出石委員) 私が申し上げたのは、この審査会においては、1つの例を出すと、建築基準法に基づく建築審査会という会があって、そこは建築確認と許認可について審査会が取り消すことができますね。そういう権能があるんですが、一般的に、例えば逗子にもありますけれども、情報公開条例に基づく情報公開の決定、公開とか非公開の決定について、逗子市はオンブズマンですが、他市だと審査会があるんですよね。審査会には、非公開にした決定をくつがえす権限はないんですよ。我々もないはずなんです。この市民参加制度審査会は、意見を述べたりとかはできるんですけども、このやり方は悪いから、市民参加をやらなかったことは無効でやり直しをせよと命令することはできないと思うんですよ。私もそれを承知で、一部意見で入れさせてもらったんです。ですから、私が申し上げたいのは、私たちが言えるのはここまでだと思うんです。これで、先ほど会長が手ぬるいかもしいとおっしゃられていたけれども、私たちがやれるのはここまでで、これは、この後市が考えることですよ。場合によってはやり直したっていいんですから。だから、これで私は精一杯のことで、逆に言えばここまでのことをやること自体なかなかないことで、それを市は受け止めなければいけないと思います。これだけの意見書が出るということ。そう

なんだけれど、これ、一部修正意見を今日出してもいいですか。

廣田会長) もちろんです。

出石委員) 修正といっても内容の修正ではなくて、意見書の最初の7行、本文は、ですます調の方がいいんじゃないでしょうか。市長と審査会はもちろん対等でね、である調で命令するような、である調にする必要はないと思います。ただ、1以下はこれでいいと思います。それは、他の、例えば今日のもう一つの方も、答申についてはですます調で、中身の方については「なにになすべきである」という言葉にしてあるので、それでいいと思います。ですます調だからすごく軟弱になったということはないと思うので。

廣田会長) それはまさに私のあれでして、そういうふうにした方が確かによろしいかなと思います。そこまで考える余地がなかったということでございまして。確かにそういうふうなことも大事なことだと思いますので。

出石委員) 後ろから2行目を「その旨の答申をしました。」最後、「要望します。」それでいいと思うんですけど、いかがでしょうか。あとは異存ありません。

廣田会長) それではこの件について、意見書を提出するというところでよろしゅうございましょうか。それでは出席の委員の方、それから宮武委員ともメールでやりとりをしております。この趣旨で結構だと意見をいただいております。公式ではございませんが、彼は来てくださる予定でしたが、欠席のため、メールではそう聞いております。私、会長として宮武委員に連絡をとり、了承を得られておると思います。万一、急に何か気が変わって、絶対だめだというようなことを言われても、ここの委員会としてはだめだとも言えますが、そういう重大なことがあったらもちろん皆さんにもお知らせしますが、了承が得られると思いますので、今回はこういうような処置で、処置させていただきます。しかも、この条例は私も勉強させていただいて、出石先生とほぼ同じような感じになって、どこにもこれ以上言えないんじゃないかと思っております。では、一応この件は、この意見書を提出する。提出するのは、もし市長の都合がつけば私が参ることは構いませんけれど、前例があればと思いますので、いろいろなそういうような処置に則って、声をかけてくだされば伺います。あるいは、事務局から提出するというのであれば、私はそれに対しては異存はございません。ただ、やはり、市長には重く受け止めていただいて、例えば全職員に市長があいさつするときに、こういうことがあったからぜひ注意してくれということ、一言で

も言っていただければと思います。

森本市民協働部担当部長) 意見書については重く受け止めますので、こちらの方で調整をして、市長に直接手渡していただければと思います。というのは前例もありますので。

廣田会長) それでは、できるだけそうしましょう。どうしますか、私だけでいいですか。

福本課長) 出石先生もお願いします。

出石委員) お任せします。

廣田会長) それでしたら、私と出石先生と、もし宮武さんが来て下さると言えば来て下さってもいいと思いますけれども。じゃあ、そういうことで、お任せいただくということで。提出についてはお任せいただくということで。

安藤委員) よろしくお願いします。

廣田会長) そうすると、この件は終わりました、その他に何かございますか。

福本課長) 事務局の方からよろしいですか。意見書の案で、ちょっと細かい所なんですけど、ですます調ということでご意見をいただいたんですが、それ以外に、先ほど出石委員から、12条のどの号で案件を審査したかとの確認がありました。本文の4行目の真ん中以降に、「12条第2項第1号に基づき」とございますが、これが「6号に基づき」となりますね。6号が、条文を読みますと「その他市民参加の適正な運営に関し審議すること。」と。審議という言葉を使っていますので、こちらの方は「12条第2項第6号に基づき審議を行った結果」と訂正させていただきます。あと、細かい部分ですが、一番下ですね、「当該案件について、担当課である障がい福祉課が市民参加条例の所管課である市民協働課と事前に協議したにも拘わらず…」の部分ですが、この文章で「にも拘わらず」という表現があるんですが、これは市民協働課がよりきちんとした指導的立場をとれなかったということで、相談を受けていますので、この文章ですと障がい福祉課が一方的に悪く取られてしまいますので、よろしければ直していただきたいなと思います。

廣田会長) たとえばどういうような。

福本課長) 「協議した上で「問題の経緯」に記した理由により…」のような。

廣田会長) 「協議した上で」ですね。

出石委員) 市民協働課がやるべきだと言ったのに聞かなかったと取れますね。

廣田会長) それぐらいなら、私、作った本人としてはよろしいと思いますけれど、ただ、

障がい福祉課に、それ「市民協働課に相談したからやらなくていいんだ」と言われては困るという気はしますけれどね。ですけれど、「上で」の方が良ければ、私は意義はありません。ただ、各職場の人が、市民協働課だけが一生懸命これを行っているのではなくて、皆さんがそれぞれ自覚してやっていただくということが大事だと思います。

出石委員)「上で」はちょっとひっかかるね。「上で」だと、まるで、この文章を読みとおすと、市民協働課と事前に協議したことも悪いと取れちゃう。

福本課長)「協議した結果として」

廣田会長)「結果として」というと、市民協働課主体のニュアンスになりませんかね。

福本課長)「結果として」、市として最終的に判断した、事務を進めたということなんで、そのときのやりとりの結果ではなくて、最終的にはそういったことですよね。

廣田会長) いや、一方的に悪いとは書いておりませんよ。ソフトに書いたつもりですけどね。「限られた予算の中で行政を担っておられる苦労は理解できるが」とまで書いてあるんですから。

福本課長) 市民協働課の方も、今回の件に関しては責任を負っているという立場に立っていますので、そこらへんがうまい表現ができればなということです。

廣田会長) うまい表現ができればと私も思います。「上で」でもいいかなと思ったけれど、確かに先生がおっしゃるように取れますね。

出石委員) 例えば、「当該案件について、担当部局である障がい福祉課と市民参加条例の所管課である市民協働課が事前に協議したにも拘わらず」としたらどうですか。両方を書く。協議したことが悪いのではなく、したのに結局、どっちがいい悪いじゃないですけど、参加をしなかったことが問題だと言うんだったら、所管課と…

福本課長) 主語が「障がい福祉課と市民協働課」なんですよ。

出石委員) 市民協働課が市民参加条例の所管だから、「当該案件について、担当課である障がい福祉課と市民参加条例の所管課である市民協働課が事前に協議したにも拘わらず」とやれば、いいのでは。

廣田会長) もしそれでよければ、私はそれで。大変、ある意味では厳しい言い方かもしれませんが、やはり、障がい福祉課にも、これは非があったと思うんですよ。厳しい言い方をすれば、障がい福祉課長は何のためにいるんだということにもなりかねないわけですよ。

ですから、両者に責任はあった方がいいですね。ただ、この言葉については、考えがあるんでしたら一晩考えてみて、どうしてもということであれば私のところに連絡してください。そうしたら出石先生に相談して考えますから。一応、今のところは「担当課である障がい福祉課と市民参加条例の所管課である市民協働課が事前に協議したにも拘わらず」という文章に、今はなっています。よろしゅうございますか。他に何かありますか。それでは、この件以外で何かありますか。

福本課長) 会長が今言われたのは、2番以外のということですか。附帯意見の方で、ご意見いただきまして、市民協働課の方で課題として重く受け止めて検討していきたいと思えます。ただ、なかなか難しい作業ですので、皆さまの方からひとつひとつご意見をいただきながら形にしていく作業だと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

「例えばマニュアル、ガイドライン等を作成するなど」となっておりますので、特にここについてご意見をいただくようになるかと思えます。以前にですね、「逐条解説」をお配りしております。あれを充実させていくというのが、ひとつの方向性だと思っておりますので、あれに肉付けをしていくような形で、皆さんからご意見をいただくという方向で考えているところでございますので、次回以降よろしく願いいたします。後はですね、この意見書、こちらの方でとりまとめいただきましたが、後日あらためて市長の日程を取りまして、会長から市長に直接お渡ししていただくこととなります。それにつきましては、こちらの方で個別に調整をさせていただきますのでよろしく願いしたいと思います。

廣田会長) それでは、他に無いようでしたら、本日は臨時の会議でございますし、夜分でもございますので、皆さん早くお帰りになりたいでしょうからこれで終わらせていただきます。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。